

# これぜーんぶ

## 保険証の復活で解決!

### 1 マイナカードを持ち歩くのが不安



政府は、失くしても持ち歩いても大丈夫！と言うけれど…マイナカードは最強の身分証明書。実印を持ち歩いているようなものです。



### 2 マイナ保険証で資格確認できない！

「氏名などが●(黒丸)で出る」「カードリーダーの接続不良・認証エラー」など医療機関の9割でマイナ保険証によるトラブルが発生しています（※全国保険医団体連合会 調査）。



### 3 自分で更新しないと使えない！

マイナ保険証は、自治体窓口で更新しないと期限切れになります（電子証明書は5年・マイナカードは10年）。

期限切れのため

保険資格が確認できないトラブルが増加しています。

有効期限が切れています



安心して医療を受けたい！従来の健康保険証を返せ！

## 裏面の署名にご協力を

◀WEBからもご署名いただけます



H 全国保険医団体連合会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館5階  
TEL 03-3375-5121

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

# 安心して医療を受けたい！ 従来の健康保険証を返せ！



請願署名

年 月 日

2025年12月1日にすべての従来の保険証が有効期限をむかえます。政府は、有効期限切れの保険証を2026年の3月末まで使用可とするなど、混乱を避けるために様々な策を取っています。しかし、次々と変わる政府の方針に医療現場も患者・国民も混乱しています。

医療現場では保険証の廃止後も有効なはずの資格情報が無効となる、マイナ保険証(マイナンバーカード)の有効期限切れが頻発するなど、トラブルが続いている。マイナンバーカードを持ち歩くことの不安感や医療機関でのトラブルで安心して医療が受けられない状況の中、国民のマイナ保険証への不安はまったく払拭されていません。

すべての国民に、保険者の責任で漏れや遅れなく自動で健康保険証が届く体制は、いつでも、どこでも、だれでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹です。保険証の使用を存続すれば、今起きている混乱や問題はすべて解決します。

私たちが安心して医療を受けるために、従来の保険証を復活すべきです。

請願事項

## 従来の健康保険証を復活させてください

※氏名・住所の欄に「同上」「〃」は不可、住所は番地までご記入願います。

氏 名	住 所
	都道 府県

※この署名は、憲法16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、国会請願以外の目的では使用しません。

※鉛筆や「文字が消せるボールペン」でのご記入はご遠慮ください。

私の一言

取り扱い医療機関・団体：

# 2026年衆院選・政策アンケート（保団連実施）

設問	自 民	維 新	中 道	国 民	れ い わ	共 産	社 民	参 政	保 守	み らい
	回答 ○=賛成、×=反対、△=その他									
医療、介護など社会保障費「自然増」の抑制をやめること	△			△	△	○	○	○		
基本診療料を中心に診療報酬を10%以上引き上げること	△			△	△	△	○	○		
高額療養費制度の限度額引き上げ(患者負担増)は行わないこと	△			△	△	○	○	○		
OTC類似薬の追加負担は行わないこと	△			△	△	○	○	○		
健康保険証の新規発行を復活させること	×			△	×	○	○	○		
公立・公的病院の再編統合はじめ病床削減計画は見直すこと	×			△	○	○	○	○		
消費税をただちに5%に減税すること	×			△	○	○	○	△		
防衛費の大幅増額、防衛増税を中止すること	×			△	△	○	○	○		
高校卒まで国による子ども医療費無料制度を創設すること	△			△	○	○	○	○		
妊娠婦の医療費を無料化すること	△			△	△	○	○	○		
非核3原則は堅持すること	○			○	○	○	○	○		
憲法第9条の改憲は行わないこと	×			○	△	○	○	○		
原発再稼働は中止すること	×			△	×	○	○	○		

2026年衆院選挙・政策アンケートより作成  
 ※「回答なし」は回答期限の1月26日までに返信がなかったもの

事務連絡  
令和7年11月12日

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会  
一般社団法人日本病院会  
公益社団法人全日本病院協会  
公益社団法人日本精神科病院協会  
一般社団法人日本医療法人協会  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年12月2日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みへと移行することになります。

全ての保険者で、健康保険証からマイナ保険証あるいは資格確認書へと切り替えを迎える中で、12月以降、従来よりもマイナ保険証を持参して来られる患者が増えることが想定されます。

つきましては、マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上の留意事項について、従来お示ししてきたものと変わるものではありませんが、改めて下記のとおりお示しいたしますので、貴会内での周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。なお、実際の運用に当たって医療機関・薬局で活用できる資料も別途送付予定ですので、あらかじめ御承知おき下さい。

記

1 マイナ保険証への移行に向けた対応について

（1）医療機関・薬局等の受付窓口の環境整備

12月に全保険者において健康保険証の有効期限を迎えた際、これまでマイナ保

険証を利用していなかった方々についても、マイナ保険証の利用が進むことが想定されます。こうしたときに、マイナ保険証にまだ不慣れな方が操作される場合なども含め、医療機関・薬局の窓口に設置された顔認証付きカードリーダーの利用に当たって患者の待機が生じることも考えられます。したがって、受付窓口における患者の動線や職員体制等についてあらかじめご確認いただくとともに、12月からはマイナ保険証か資格確認書を必ず持参いただくよう、あらかじめ患者に呼びかけるなど、マイナ保険証を利用される患者が増えても可能な限りスムーズに受付・受診等できる環境づくりをお願いいたします。なお、顔認証付きカードリーダーが正常に動作しない等の事象が発生した場合、最初に確認いただきたいことをまとめた簡単チェックシート（※1）を作成しておりますので、早急な復旧に向けた対応の観点でご利用下さい。

また、顔認証付きカードリーダーの不具合発生時等に備えて、医療機関・薬局のモバイル端末等でマイナ保険証によるオンライン資格確認が行える仕組み（居宅同意取得型の活用）の導入も可能です。必要な改修への補助金（※2）もご利用いただけますので、これを機にご検討下さい。

加えて、マイナ保険証のスマートフォンの読み取りに必要となる汎用カードリーダー等の購入についても補助金をご利用いただけますので、あわせてご検討下さい。

## （2）紙レセプト請求施設での対応

紙レセプトでの請求が認められている、オンライン資格確認導入の義務化対象外施設における、健康保険証の経過措置期間終了後の資格確認については、①資格確認書か、マイナ保険証を持参した患者に対しては、②マイナ保険証とあわせて提示された「資格情報のお知らせ」か、③マイナ保険証とあわせて提示されたマイナポータルの資格情報画面のいずれかで行なうことが基本となりますので、窓口でのご対応をお願いいたします。

他方で、オンライン資格確認導入の義務化対象外施設であっても、希望される場合は、モバイル端末等でマイナ保険証による資格確認が行える簡素な仕組み（資格確認限定型）を任意で導入することが可能です。患者がマイナ保険証のみで簡便に受診・利用できるよう、資格確認限定型の導入についてご検討下さい。導入に要する費用の一部（モバイル端末等の購入費用の3/4、最大3.1万円）について補助（※3）を行っておりますので、是非ご活用下さい。

（※1）簡単チェックシートについては、顔認証付きカードリーダーのメーカー別のものと、メーカー各社分を統合した統合版がございます。以下のリンク先に掲載しています。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011370](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011370)

(※2) 補助金を含めた導入に当たっての詳細はリンク先をご参照下さい。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011639](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011639)

(※3) 当該補助金の申請期限は令和8年1月15日であり、医療機関等向け総合ポータルサイトより申請が可能です。資格確認限定型の概要等についてはリンク先をご参照下さい。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010117](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010117)

## 2 12月以降の医療機関・薬局の窓口での資格確認の運用について

### (1) マイナ保険証及び資格確認書について

医療機関・薬局における資格確認は、マイナ保険証か資格確認書のいずれかにより行なうことが基本となります。患者のマイナ保険証により有効な資格が確認できる場合には、追加でその他の資格確認書類を確認することは不要であるため、ご留意下さい。なお、限度額適用認定証情報についても、オンライン資格確認の結果として確認できた場合には、限度額適用認定証で所得区分を確認する必要はありません。(限度額適用・標準負担減額認定証も同様です。)

なお、資格確認は、各月の初回のみに行なうのではなく、受診の都度、行なうことが原則であることについてご留意下さい。

マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の有効期限が切れる前までに保険者から申請によらず資格確認書が交付されることとされております。資格確認書は昨年12月から保険者で発行できることとされていますが、ほとんどの場合では健康保険証からの切り替えに伴って交付されるため、12月から医療機関・薬局に資格確認書を持参して来られる患者も増えることが想定されます。資格確認書は、保険者の選択により、プラスチック・紙等の材質により、カード型・はがき型・A4型で交付されるほか、電磁的な方法で資格確認書が交付されることもありますので、その場合はスマートフォン等の画面に表示された資格確認書の内容で資格確認を行なって下さい。

また、患者が資格確認書を提示した場合には、患者の情報をオンライン資格確認等システムに照会することで券面に記載された保険資格の有効性が確認でき(※4)、資格喪失後の受診を防ぐことができるため、医療機関・薬局へのレセプト返戻を防ぐ観点からも、受診・利用時にはオンライン資格確認をお願いいたします。

(※4) 保険者の異動が直近であった場合に、患者の直近の加入者情報がオンライン資格確認等システムに未反映となっている場合や、海外在住等により

患者が個人番号を保険者に登録していない場合には、オンライン資格確認の結果「資格情報なし」と表示されることがあるため、その場合には資格確認書に記載された証交付年月日や有効期限等も踏まえ患者に状況の確認をお願いいたします。また、オンライン資格確認の結果「資格無効」と表示された場合には、患者の直近の加入者情報がオンライン資格確認等システムに反映されていないか、資格確認書に記載の保険資格が無効なため、最新の保険資格について患者に確認いただき、資格が喪失済みのまま受診することがないよう確認をお願いいたします。

#### (2) 移行期における暫定的な取扱い

12月2日以降、期限切れに気がつかず健康保険証を引き続き持参してしまった患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者については、保険証等単体で有効なものとして取り扱うものではありませんが、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに照会するなどした上で、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、暫定的な対応として差し支えないと考えます。こうした対応は令和8年3月末までの暫定的な対応であり、次回以降の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を必ず持参いただくよう呼びかけて下さい。

#### (3) オンライン資格確認の結果で「●」が表示された際などのレセプト請求

オンライン資格確認の結果がレセコン等に表示された際、患者の氏名等の一部が「●」として表示される場合がありますが、文字を置き換える黒丸表記のままでもレセプト請求が可能です。このほか、オンライン資格確認の結果で表示される患者の住所についても、「●」が含まれる場合や、記載がなく空欄になっている場合（※5）、あるいは表示された住所と患者が窓口で申告した居所が異なる場合がありますが、医療機関・薬局に対して返却した資格確認結果に問題があるものではないため、これらの場合も保険者に確認することなくレセプト請求することが可能です。こうした「●」表示や住所不一致の場合に、患者から10割負担を求めるのではなく、3割等の一定の負担割合での支払を求めるよう、ご留意下さい。

（※5）このほか、患者がDVや虐待等の被害を受けており保険者でDVフラグが設定されている場合、住所欄が非表示となります。

#### (4) マイナ保険証で資格確認ができなかった場合のレセプト請求

マイナ保険証でオンライン資格確認を行ったとき、何らかの事由によりマイナ保険証で資格確認ができない場合の対応や、その他の資格確認に関する情報については、医療機関等向け総合ポータルサイト（※6）からご確認下さい。なお、

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合でも、期限後3か月間はオンライン資格確認を通じて患者の資格情報は確認できますので、通常の患者と同様に御対応ください。

また、有効な資格を保有しているにもかかわらず、資格確認結果が「資格無効」となった場合には喪失済みの資格で、「資格情報なし」となった場合や、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて3か月が経過した場合等には不詳レセプトとして、患者に10割負担を求めることがなく、3割等の一定の負担割合を求めた上で、それぞれレセプト請求を行うことが可能です。この方法は、患者がマイナ保険証を利用した場合に限られますのでご留意下さい。なお、喪失済みの資格で請求した場合には、レセプトの審査の時点で最新の資格が保険者から登録されていないと一度返戻となりますが、保険者から資格が登録された際にお支払いをしますので、再度請求をお願いいたします。

また、不詳レセプトについては、マイナ保険証を利用した患者の資格が確認できず、請求先が分からぬ場合に限り、審査支払機関で資格の特定を行い医療機関・薬局に保険給付分をお支払いするという対応であり、マイナ保険証の利用時に喪失済みの資格が確認できた場合には、不詳レセプトではなく当該資格でレセプト請求をするようお願いいたします。なお、不詳レセプトについては、摘要欄への患者の連絡先の記載漏れ等の不備が多数見られ、この場合も一度返戻することになりますので、請求時には記載の不備がないかご確認下さい。

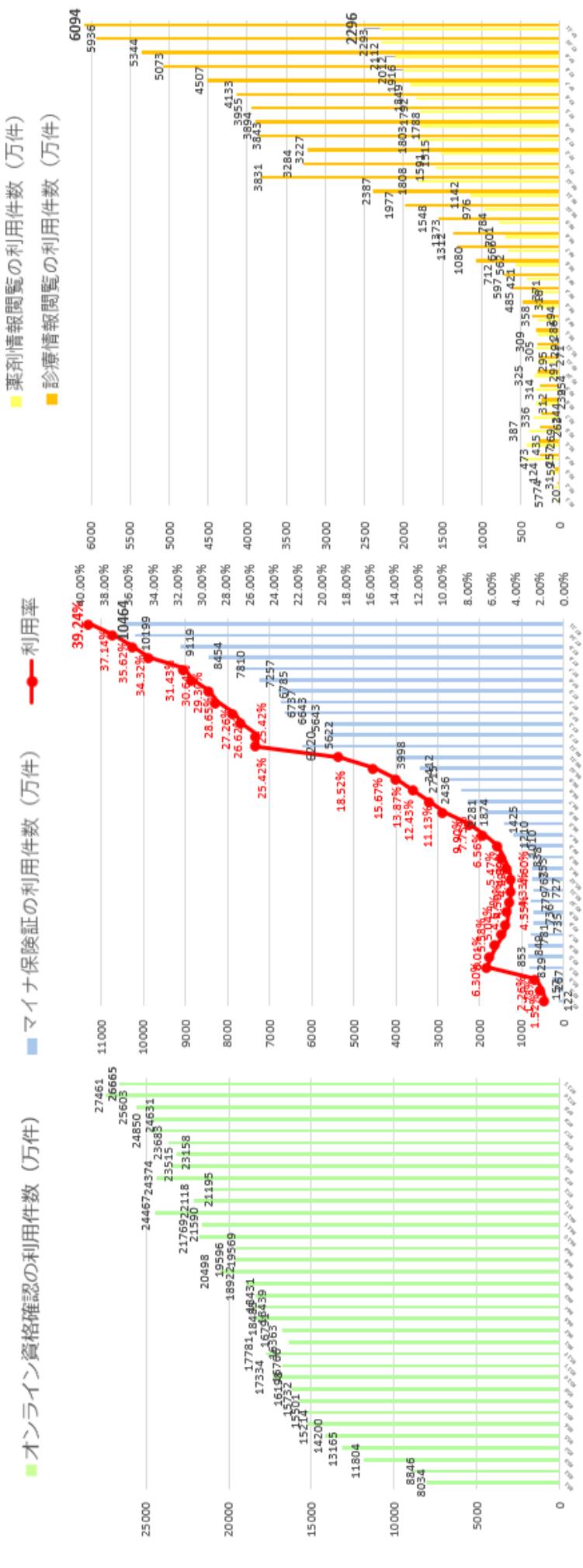
(※6) [https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011769](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769)

(参考1) 12月以降のマイナ保険証の利用等の運用に関するお問い合わせは、オンライン資格確認等センター 0800-080-4583（通話無料）までお願いいたします。

(参考2) その他、マイナ保険証に関する各種周知広報物について以下のリンク先に掲載しておりますので、ご活用下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_57616.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57616.html)

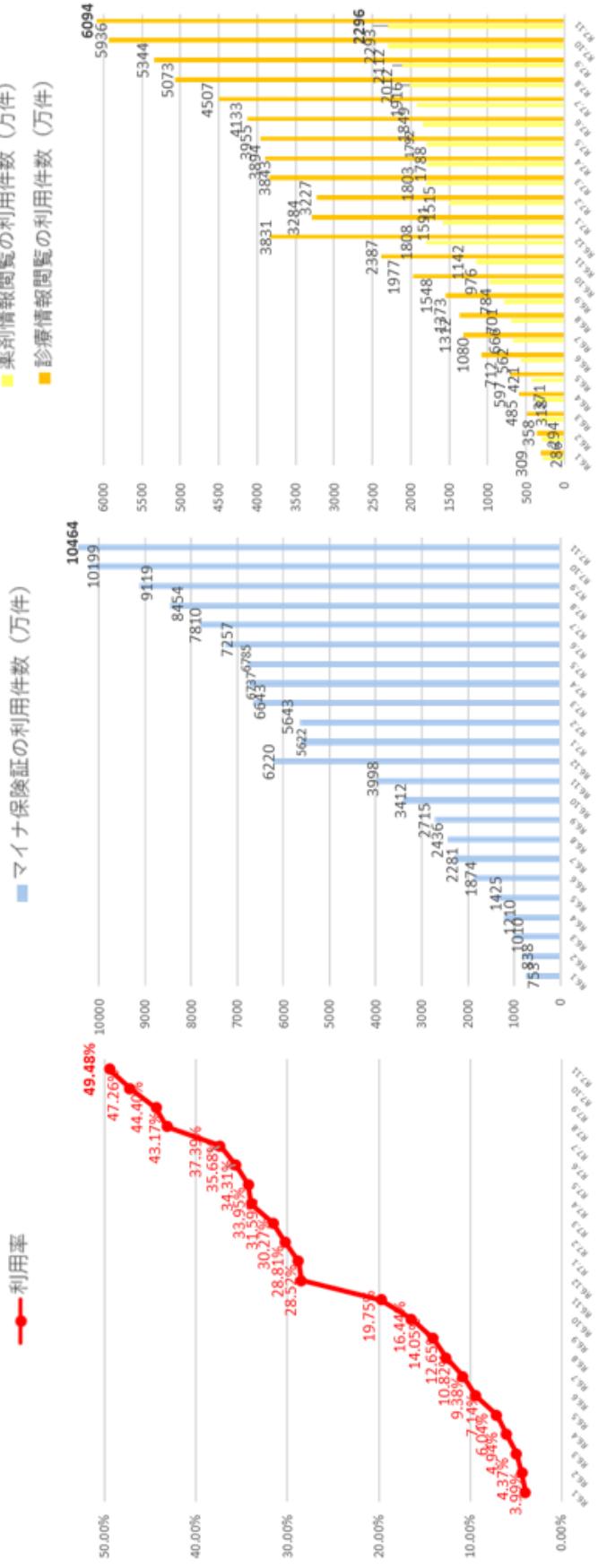
オンライン資格確認システムの利用状況（25年11月まで）



# オンライン資格確認システムの利用状況

## ■マイナ保険証の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用人数/レセプト件数



(参考) オンライン資格確認の利用件数に占めるマイナ保険証の利用件数の割合: 47.73% (令和7年12月時点)

厚労省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08280.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html) より

# マイナ保険証の利用率について

- これまでのマイナ保険証の利用率は、マイナ保険証への移行に向けて足下の状況を迅速に把握・公表できるよう、医療機関・薬局によるオンライン資格確認の件数に着目した割合を用いていた。
- 従来の保険証からマイナ保険証への切り替えを迎えた中で、数値の迅速性により近い数字となるよう、マイナ保険証の利用人数に着目した割合として、令和7年12月の利用率公表からは医療機関・薬局のレセプト枚数に占めるマイナ保険証の利用人数で計算したものをおとに示すこととする。

<これまでの利用率>

## オンライン資格確認件数ベース利用率

計算式：マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

<今後の利用率>

## レセプト件数ベース利用率

計算式：マイナ保険証利用人数 ÷ レセプトの発行件数

- オンライン資格確認のログから集計できるため、診療月の翌月には把握可能
- 資格確認書（・処方箋）での資格確認時に、医療機関・薬局が任意でオンライン資格確認を行うかどうか等により、分母の件数が変動する
- 分子もマイナ保険証の利用件数であり、これまでの慣行に沿って月初の受診時のみマイナ保険証の提示を求めていた場合には月初以外の利用件数は計上されないほか、必ずしも実際に使った人数に対応しない

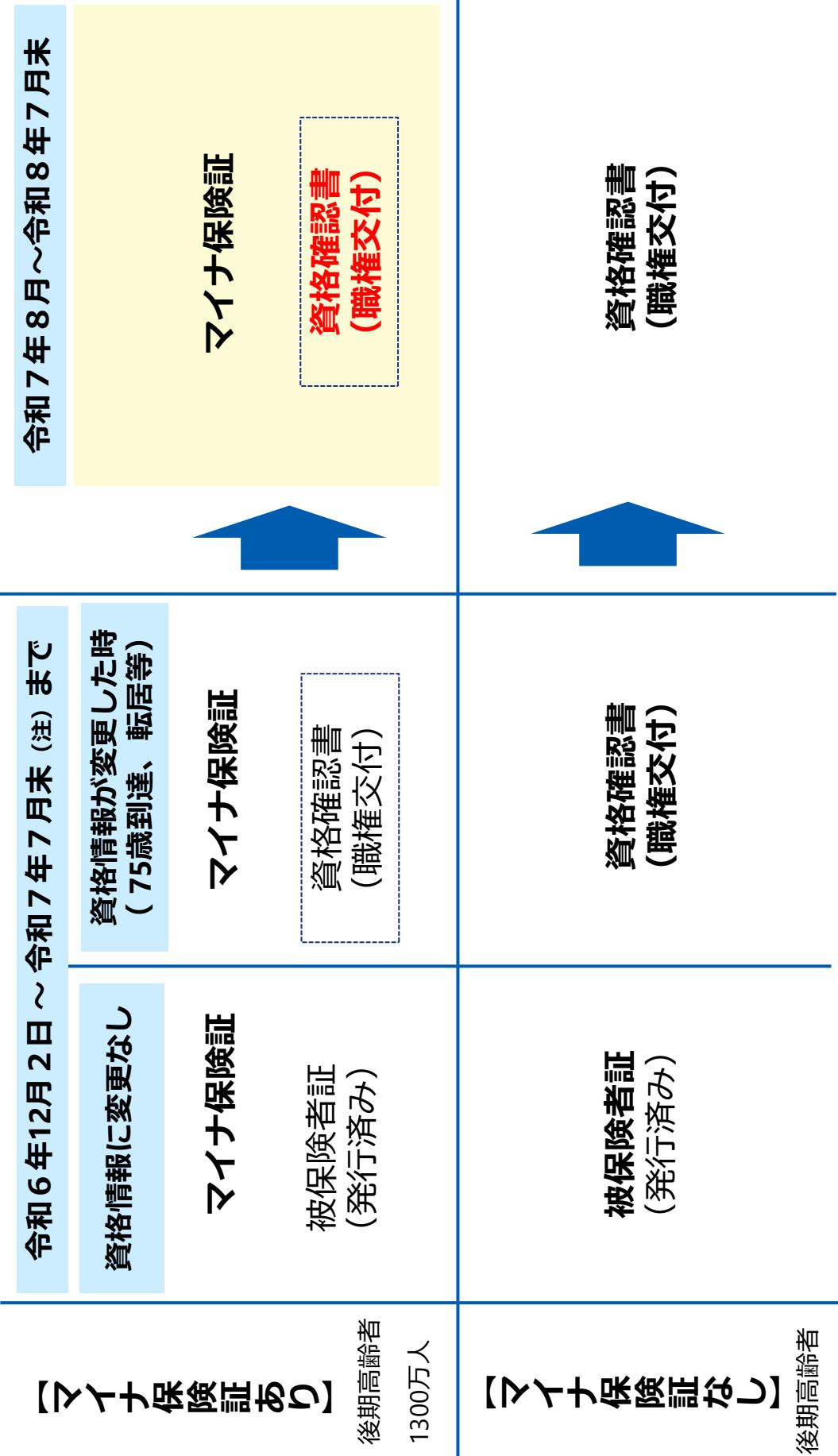
⇒数値の速報性はあるが、利用実態の反映としてはやや不十分

- 医療機関・薬局で発行されたレセプトの確定を待つて集計を行っため、利用率を把握できるのが診療月の翌々月になる
- 医療機関・薬局のレセプトは、患者が保険診療・調剤を受けた際に発行されるため、発行されたレセプトの枚数は同一の医療機関・薬局における患者の人数に対応
- マイナ保険証の利用件数から、一定の処理を行うことで、名寄せした形で（利用人数として）集計可能
- 医療DX推進体制整備加算の要件として、医療機関等におけるマイナ保険証の利用実績を評価する上で利用している

⇒数値の速報性は劣るが、患者の人数に着目した数値として、どの程度マイナ保険証が使われているかといふ点でより実態に近いものと考えられる

# 後期高齢者医療制度における 8月1日以降の資格確認書の取扱いについて

令和7年4月3日	資料1
第193回社会保険審議会 医療保険部会	



後期高齢者医療制度における令和3年8月以降の資格確認書の職権交付について

- ・ 後期高齢者は、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由から、令和8年7月末までの間、マイナ保険証の保有状況を確認する権限を付す。全員一律に適用する。

後期高齢者マイナ保険証を巡る状況等

- 後期高齢者医療では、外来受診者（約95%）のうち約8割の方が2か月に1回は受診している。  
85歳以上の被保険者については、マイナ保険証利用率が相対的に低い状況。

\*令和7年10月時点のマイナ保険証利用率（オンライン資格確認件数ベース利用率）

70～74歳：48%、75～79歳：37%、80～84歳：33%、85歳以上：24%  
高齢者は認知症の進行など、状態像が変わりやすい。

用滑なマチチ保険証へ  
ごきめ細かい配慮力が必要

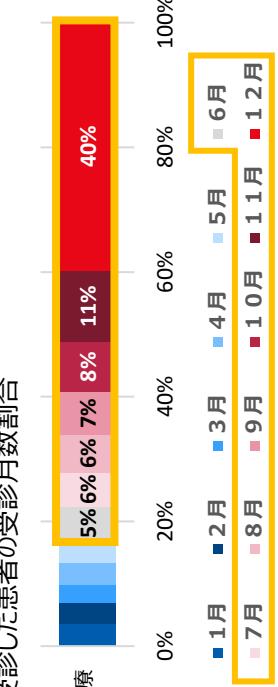
令和8年8月以降の対応方針（案）

- 以下のとおり、年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績を踏まえ、全員一律の資格確認書の職権交付を見直してはどうか。

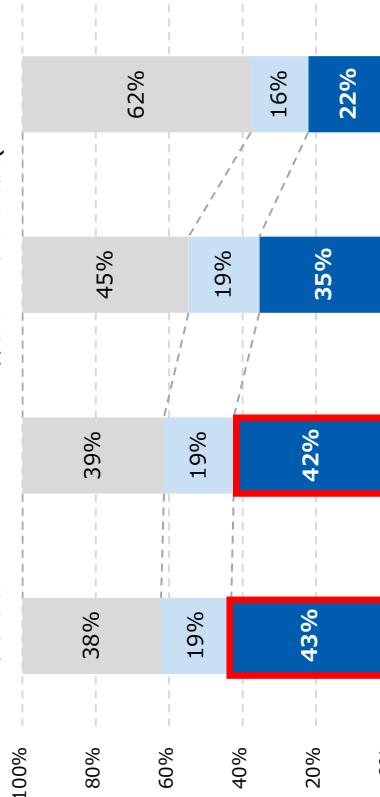


●年間で外来受診した患者の割合

- | 医療給付実態調査 (令和5年) | 割合   |
|-----------------|------|
| 後期高齢者医療         | 95%  |
| その他             | 5%   |
| 合計              | 100% |



● 後期高齢者医療制度加入者におけるマイナンバーカードの利用実績(RB6.9~RB7.8) (出典) 医療給付実態調査(令和5年度)



75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上
■ 6回以上利用	■ 5回以下利用	■ 利用していない	(注) ホームライ資格確認システムから利用

## 令和8年陳情の結果一覧

### 保健福祉委員会

#### 5陳情第43号 健康保険証の廃止中止等を求める意見書を提出することに関する陳情

- 付託年月日：令和5年9月11日
- 審査終了年月日：令和7年12月12日
- 議決年月日：令和8年1月14日
- 結果：趣旨採択

#### 5陳情第29号 健康保険証の存続を求める意見書の提出にに関する陳情

- 付託年月日：令和5年9月11日
- 審査終了年月日：令和7年12月12日
- 議決年月日：令和8年1月14日
- 結果：趣旨採択

#### 6陳情第25号 「国に対し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」の提出を求める陳情

- 付託年月日：令和6年9月10日
- 審査終了年月日：令和7年12月12日
- 議決年月日：令和8年1月14日
- 結果：趣旨採択

#### 5陳情第30号 現行の健康保険証の存続を求める陳情

- 付託年月日：令和5年9月11日
- 審査終了年月日：令和7年12月12日
- 議決年月日：令和8年1月14日
- 結果：趣旨採択

#### 7陳情第17号 国民健康保険の区民に対する資格確認証書の

## 一斉交付に係る陳情

- 付託年月日：令和7年9月9日
- 審査終了年月日：令和7年12月12日
- 議決年月日：令和8年1月14日
- 結果：採択

## 7陳情第19号 健康保険証を復活させるよう国に対して意見書の提出を求める陳情

- 付託年月日：令和7年9月9日
- 審査終了年月日：令和7年12月12日
- 議決年月日：令和8年1月14日
- 結果：採択

## 7陳情第20号 マイナ保険証保有の有無にかかわらず、資格確認書をすべての被保険者に発行を求める陳情

- 付託年月日：令和7年9月9日
- 審査終了年月日：令和7年12月12日
- 議決年月日：令和8年1月14日
- 結果：採択

### お問い合わせ先

区議会事務局 議事係  
〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号  
電話番号：03-3312-2111（代表） ファクス：03-5307-0695

2023年8月24日

杉並区議会議長 宛

## 健康保険証の存続を求める意見書の提出に関する陳情

〒	160-0023
住所	東京都新宿区西新宿 3-2-7-4F KDX 新宿ビル 4F 東京保険医協会
電話	03-5339-3601
氏名	東京保険医協会 会長 須田 昭夫

### 陳情の主旨

健康保険証の廃止を中止して存続するように、国に意見書を提出していただきたい。

### 理由

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を6月2日に可決・成立させました。しかし、厚生労働省が発表した7,312件に上る被保険者資格情報の誤登録（2021年10月から2022年11月まで）をはじめ、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

東京保険医協会が会員に対して実施したアンケート調査（5月25日～6月5日実施、FAX送信4,770件、回答数622件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関535件のうち、351件（65.6%）が何らかのトラブルを経験しており、そのうち他人の情報が紐づけられていたケースが11件ありました。別人の情報に基づいた診療・投薬は、重大な医療事故につながりかねません。

マイナ保険証とオンライン資格確認システムが保険資格確認の手段として確実なものではないため、医療機関では現行の健康保険証を持参するよう患者・国民に呼びかけているのが現状です。病気を持つ人は勿論のこと、病気を持たなくとも不慮の事故や病気に備えて、多くの人が健康保険証を常に携帯していますが、マイナンバーカードは実印にも等しい機能を有しており、日常的に持ち歩くことは危険です。誰もが安心して医療を受けられるように、健康保険証の廃止は中止して、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により国に意見書を提出してください。

2025年7月17日

杉並区議会議長

木梨 もりよし 様

## 国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付に係る陳情

<陳情者>

郵便番号 169-0075

住所 東京都新宿区高田馬場1-29-8  
いちご高田馬場ビル6階

氏名 東京歯科保険医協会  
会長 早坂 美都

電話番号 03-3205-2999（事務局：河井）

### 陳情の主旨

杉並区において、国民健康保険の加入者については、マイナ保険証保有の有無にかかわらず「資格確認書」を一斉交付していただきたい。

### 陳情の理由

国は2024年12月2日をもって健康保険証の新規発行を停止しました。その結果、マイナ保険証を登録した加入者はマイナ保険証を、登録していない加入者は資格確認書を窓口に提示するという複雑な仕組みになりました。この混乱を終息するべく、渋谷区と世田谷区では国民健康保険の全ての加入者に資格確認書を一斉発行する判断を行い、福岡厚生労働大臣は6月6日の衆議院厚生労働委員会において、「最後は自治体の判断」と答弁し、自治体が国民健康保険の加入者に一斉送付することを容認しました。

現状、東京都後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者である加入者に資格確認書を一斉交付する方針を示しています。また、渋谷区・世田谷区では、国民健康保険の加入者に資格確認書を一斉交付することとしています。このように、国民健康保険の加入者の資格確認書の発行について、区市町村で対応に差が生じれば、加入者の医療アクセスに大きな格差を及ぼしかねません。

マイナ保険証は、登録者の割合が約7割であるのに対し、その利用率は2025年5月で約3割と低調なままであります。その理由として、マイナンバーカードの紛失リスクなどから、マイナ保険証の利用を控える加入者が一定いることが明らかになっています。このままでは、マイナ保険証の登録解除申請をして資格確認書の発行を行う国民健康保険の加入者が相当いると考えられ、加入者のみならず、杉並区においても業務負担増による相当な混乱や負担が生じます。

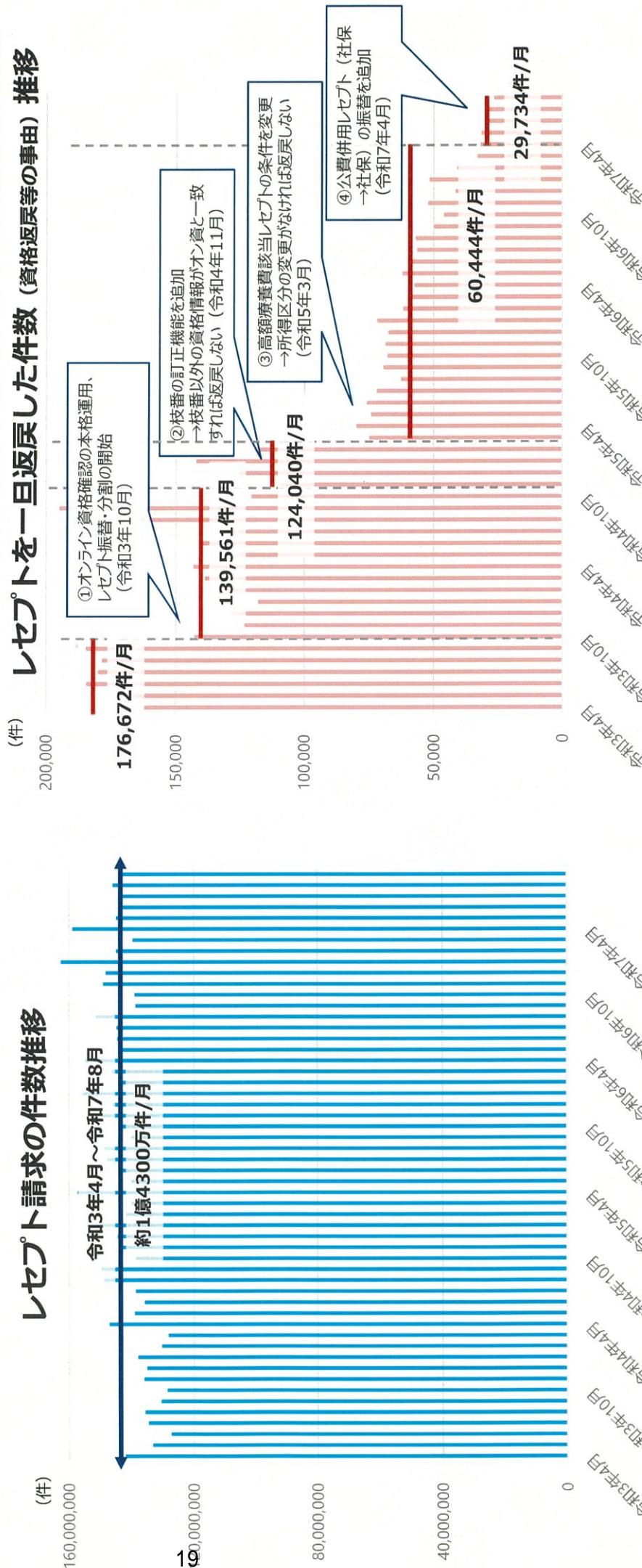
このような加入者の混乱や区の負担増を解決するためには、杉並区としては、全ての国民健康保険の加入者に「資格確認書」が一斉交付する対応を行うことが必要であるため。



# レセプトの請求状況について

オンライン資格確認の本格運用開始後、レセプトの資格情報の記載に不備などがある場合に、一旦医療機関等に返戻した件数は減少傾向にあり、毎月のレセプト約1億4300万件である一方、資格返戻（社保分）は令和5年3月～令和7年3月では約6万件／月、直近の令和7年4月～では約3万件／月。マイナ保険証を含めたオンライン資格確認の仕組みにより、レセプトの返戻・再請求作業等が軽減。

(出典) 社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会調べ  
**レセプトを一旦返戻した件数（資格返戻等の事由）推移**



(参考) 何らかの事由でマイナ保険証での資格確認ができず、医療機関等が請求先を不詳で請求するレセプト（不詳レセプト）の件数 R5.9～R6.12：約36件／月、R.7.1～R7.8：約651件／月

(参考) 不詳レセプトを一旦返戻した件数 R5.9～R6.12：約20件／月、R.7.1～R7.8：約359件／月

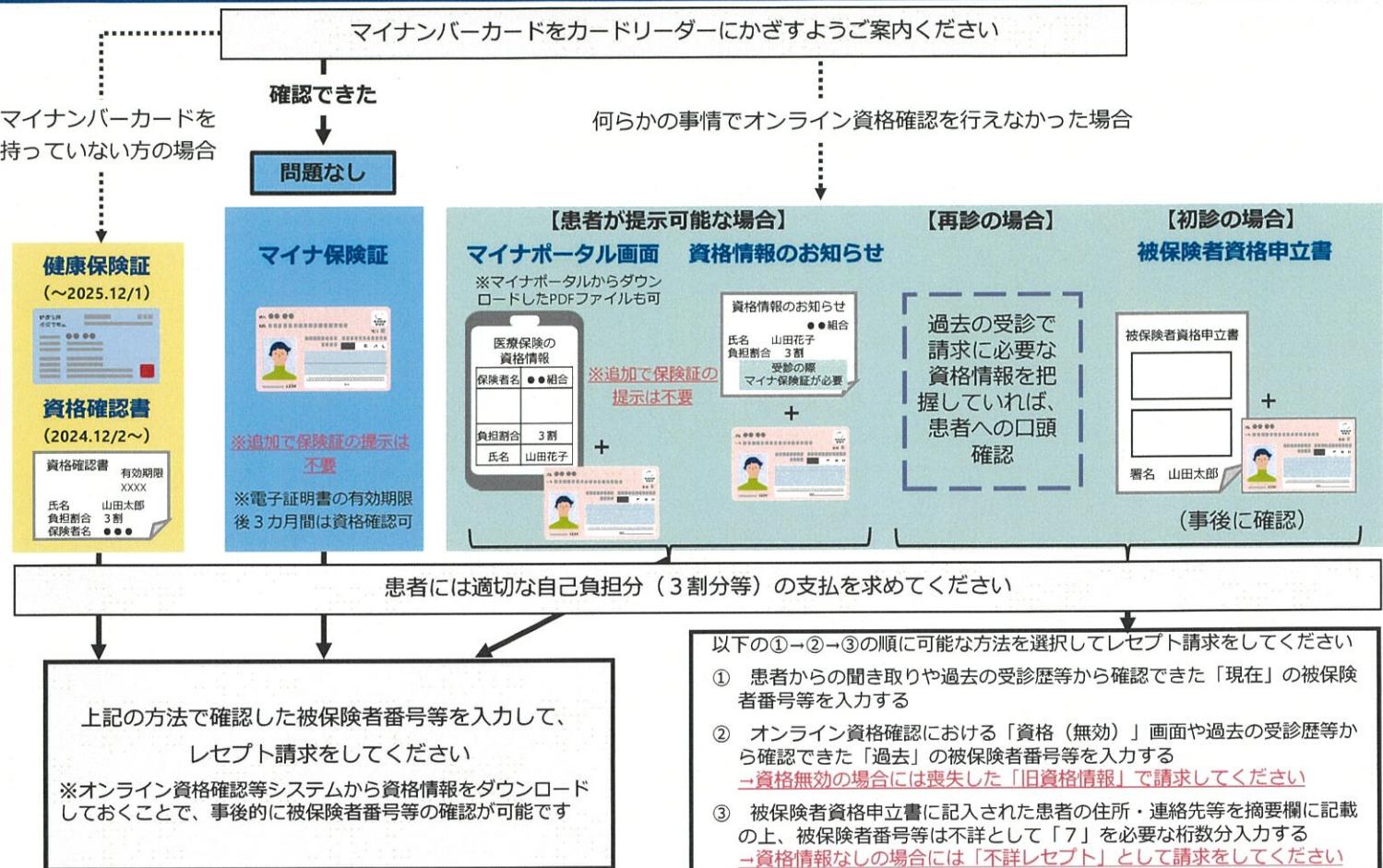
## (参考) 不詳レセプトの記載等における注意点

- 不詳レセプトは、①マイナ保険証の利用時に、何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できなかつた場合であつて、かつ、②マイナポータル画面・資格情報のお知らせ・過去の保険情報でも保険資格が確認できなかつた場合に、最後の手段として患者に「被保険者資格申立書」を記載いただいた上で請求するレセプト。
- この不詳レセプトについては、マイナ保険証の利用も進む中で、保険証の新規発行終了後は増加したが、マイナ保険証を持参しないなかつた場合も含め、本来不詳レセプトとして請求いただくケースではないものも見受けられる。
- 今後、不詳レセプトの請求に関する留意点を周知し、返戻の減少を含めた請求の適正化を図っていく。

### 請求時に注意いただきたいポイント

項目	内容
記載事項不備	レセプトの摘要欄に「不詳・カナ氏名・保険種別・保険者等名称・事業所名・住所・連絡先・患者への連絡を行つた日」の記録が必要であるため、患者から提出された「被保険者資格申立書」に可能な限り全ての必要事項が記入されているか確認をお願いいたします。 ※特に患者の連絡先の未記載が多く、連絡がとれずには結果として資格の特定に至らず一旦返戻せざるをえないケースもあります。
マイナ保険証 不提示	患者がマイナ保険証を提示して受診してない場合は不詳レセプトによる請求はできません。
患者連絡日の 不備	「被保険者資格申立書」の提出があつた患者については、患者から事後的に医療機関等に対して資格情報の提供がなかつた場合には、受診日以降に、患者に資格情報に関する事後確認をお願いいたします。
種別（本人・ 家族）違い	種別欄の「本人」「家族」が誤っている場合は審査支払機関で補正ができるため、「被保険者（本人）」「被扶養者（家族）」かを患者から確実に聴取いただき、適切に記載をお願いいたします。
再診	過去に受診歴がある場合は医療機関等が患者の過去の資格情報を把握しているため、不詳レセプトとしてではなく「旧資格情報」により請求をお願いします。
複数回受診	実日数が2日以上ある場合は、資格情報を確認する機会が複数あることから、医療機関等から患者へ事後的に確認し、判明した資格での請求をお願いいたします。
新生児	新生児は、マイナ保険証で受診可能となるまで、出生届の提出から、事業主への加入手続き、顔写真なしMNCの交付申請、マイナ保険証の利用登録など、一定期間を要すると考えられます。 受診時にマイナナンバーカードで資格確認する際は、マイナ保険証の利用登録済みか確認をお願いいたします。 ※出生直後に医療機関を受診する必要がある際は、加入時に資格確認書の交付を受けて下さい。

# 医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）



## マイナポータルでの資格情報画面

### マイナポータルの画面

三 マイナポータル 実証データ版

健康保険証

マイナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日 令和4年12月24日

区分  
被保険者資格情報

交付年月日  
登録なし

性別  
登録なし

この情報を保存

医療機関受診などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に提示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

### 端末にダウンロードされるPDF

#### 医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保  障  者  名	XXXXXXXXXX 健康保険組合
保  障  者  番  号	00000000
記  号	1
番  号	00000
枝  号	00
氏  名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一部負担金割合	3割
有効期限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。

端末に保存

# 資格情報のお知らせ（様式例）

## 資格情報のお知らせ

(保険者名)  
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合（70歳以上のもの記載）	○割		
適用開始年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ
令和〇〇年〇〇月〇〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)
記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 ○割 (70歳以上のもの記載)
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

9

## 被保険者資格申立書

患者の皆様へのお願い

別添3

### 被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険資格があるにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

#### 【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により新たに加入した医療保険者においてデータ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

### 別紙様式

### 被保険者資格申立書

有効な保険資格を有しており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に記入いただき、□には、あてはまる場合には「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要な範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

#### 1 保険資格等に関する事項

保険資格の有無	□有効な保険資格を有している
保険種別	□社保 □国保 □後期 □その他 □わからない
保険者等名称	
事業所名 <sup>※1</sup>	
一部負担金の割合 <sup>※2</sup>	□3割 □2割 □1割 □わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費單独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

#### 2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成 □令和 年 月 日
性別	□男 □女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ (患者との関係<sup>※5</sup>) \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

# 資格確認書と現行の保険証（国民健康保険・カード型の例）

## 資格確認書

(表 面)

○ ○ 都道府県 國民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日		
記号	番号 (枝番)		
氏名	性別		
生年月日	年 月 日	負担割合	割
適用開始年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
世帯主氏名			
住所			
保険者番号	<table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"></table>		
交付者名	印		

70歳以上の  
負担割合の  
発効期日を  
追記

## 保険証

(表 面)

○ ○ 都道府県 國民健康保険 被保険者証	有効期限 年 月 日
記号	番号 (枝番)
氏名	性別
生年月日	年 月 日
適用開始年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
世帯主氏名	
住所	
保険者番号	<table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"></table>
交付者名	印

(裏面)

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

[特記欄 : 署名年月日 : 年 月 日] [家族署名(自筆) : ]

(裏面)

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

[特記欄 : 署名年月日 : 年 月 日] [家族署名(自筆) : ]

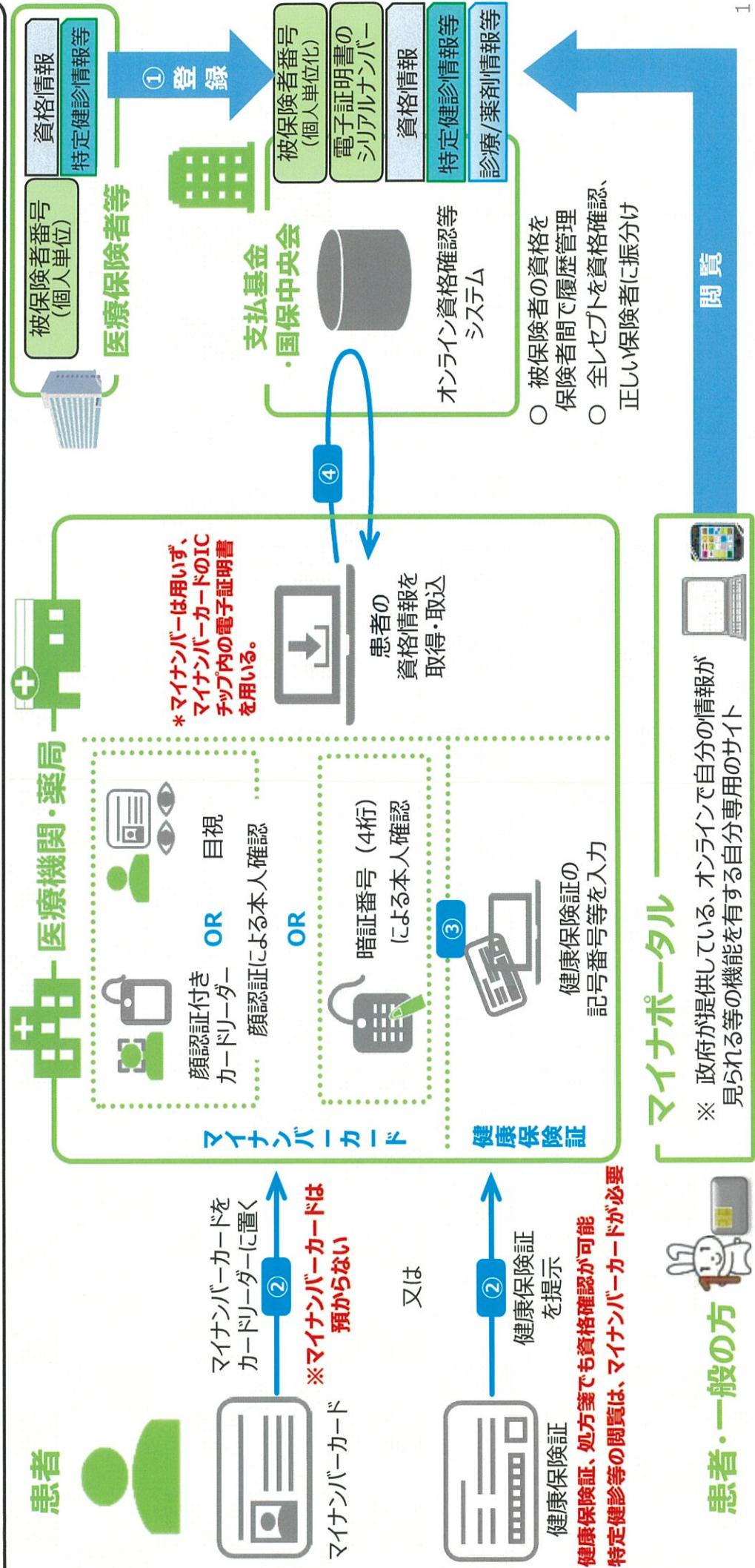
11

## マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の対比表

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
マイナ保険証の有無	あり	あり	なし
対象者	マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、右記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付	電子資格確認を受けることができない方 (マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者等) ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象(令和7年7月末までの暫定的な運用)
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取	保険者が申請によらず交付	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付 (原則は申請交付)
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認  厳密な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オンライン化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、マイナ保険証と併せて提示することで受診可能	医療機関での資格確認時に窓口に提示  ※医療機関への自身の医療情報の提供不可
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名・被保険者番号(負担割合)・保険者名	氏名・生年月日・性別、被保険者番号(負担割合)・保険者名・住所
様式・素材	カードのみ	A4紙(右下等で切り取り可)	基本はカード型 (その他、ハガキ・A4型等)
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険(市町村国保)は基本的に保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続が必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権交付	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり

# 1. オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、  
① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになります。
- ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



# 医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる 主な事象・課題への対応

## 主な事象・課題

- 健康保険証は有効なのにマイナ保険証で「無効」と表示される  
保険資格の確認ができず10割負担での請求を行う

- 転職や転居等により資格変更があつた際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。  
①資未登録のままマイナ保険証を使つてしまふ事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わつたことを通知する仕組みを導入。

## 解決に向けた対応

- マイナンバーカードでオンライン資格確認が行えない場合には、「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行つか、
  - 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対し、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めるよう周知。

- カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジューラー機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。  
[\(16,17,18ページ参照\)](#)

- 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合は顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降には、資格有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格認証書を職権交付。  
[\(20,21ページ参照\)](#)

# 医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる 主な事象・課題への対応

## 主な事象・課題

過方に別人との紐付け誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できない

## 解決に向けた対応

- 全ての登録済みデータ（16億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。
- 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。



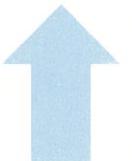
高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力でききない



26 頭認証付きカードリーダーがクリックに1台しかないので待合室が混雑する



通常の受付窓口以外で対応する方  
式（ドライブスルー形式等）を  
どつている薬局では、1台のカ  
ードリーダーで対応することになり、  
マイナ保険証での受付が困難



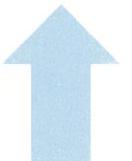
資格確認時に表示された情報に  
「●」が出る



- 暗証番号の入力や顔認証証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年3月を中途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。[\(22ページ参照\)](#)
- 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。



- 令和5年度補正予算によるカードリーダーの増設補助を通じて、対象となる施設（※）では増設が可能。補助の要件としている利用件数の判定期間を本年3月から11月に延長。[\(23ページ参照\)](#)
- ※ 昨年10月～本年11月のいずれかの月のマイナ保険証の利用件数が500件以上の施設が対象
- 同意の画面操作について、本年10月に包括同意等を改善。[\(26,27ページ参照\)](#)



- 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合として、居宅同意取得型（※）を活用したマイナ保険証による受付が可能。運用について9月に提示。  
※ 診療／薬剤情報等の照会可能期間は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間。
- 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。[\(28ページ参照\)](#)
- 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。

※不具合等でお困りの際は、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583：通話無料）までお問い合わせ下さい。

# 顔認証付きカードリーダーについて

13

- ・顔認証付きカードリーダーは医療機関や薬局の窓口に設置されています。
- ・マイナンバーカードの「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」を照合して本人確認をします。  
※顔写真是システムに保存されません

## ■ 機種



27

富士通Japan株式会社	パナソニックコネクト 株式会社	株式会社アルメリックス	キャノンマーケティング ジャパン株式会社	アトラス情報サービス 株式会社
--------------	--------------------	-------------	-------------------------	--------------------

## ■ 機能

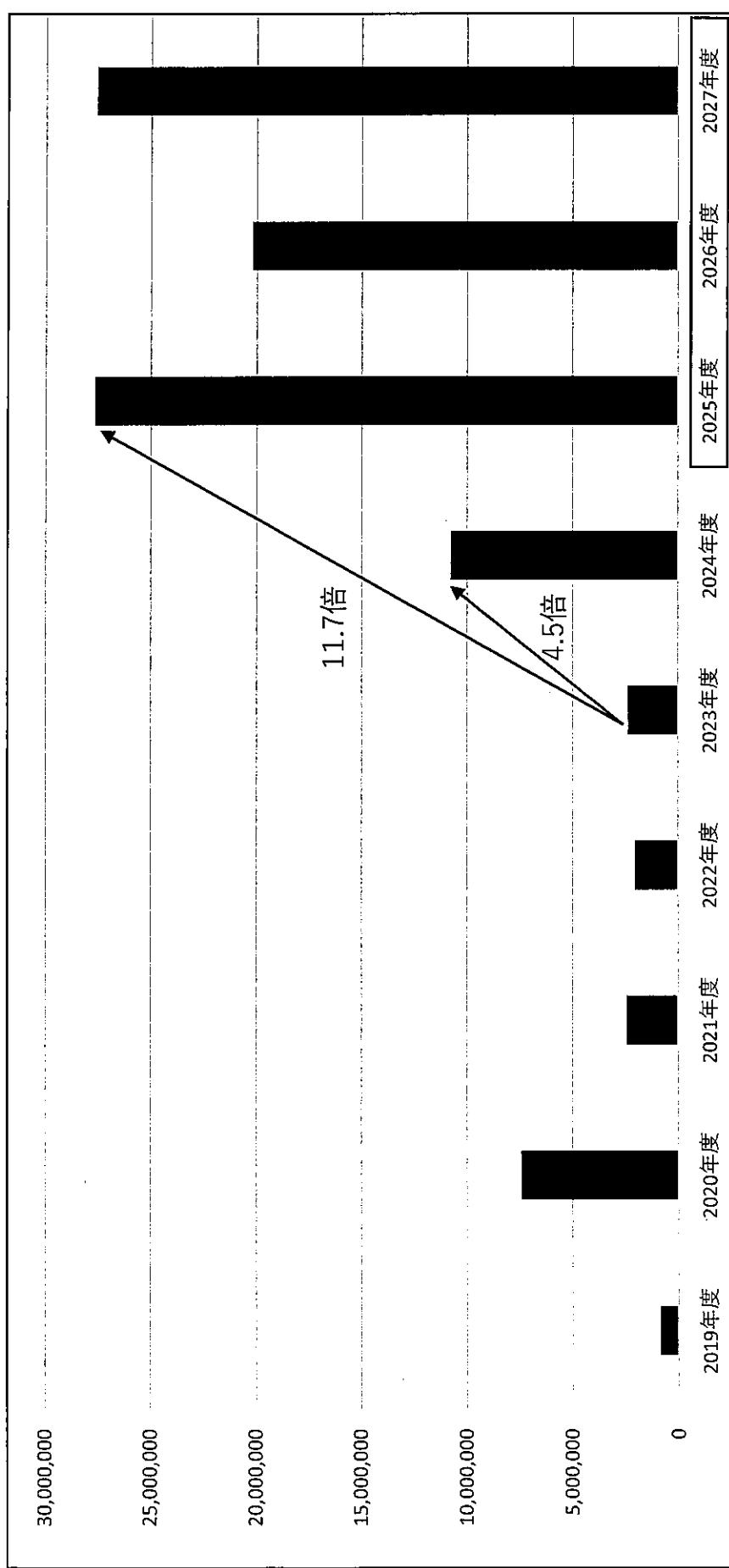
顔認証で本人確認ができます。	薬剤情報／特定健診等情報閲覧に係る同意ができます。	健康保険証利用の申込（初回登録）ができます。
----------------	---------------------------	------------------------

13

## 電子証明書の更新必要件数（全国・想定）

(件)

年度	更新必要件数	年度	更新必要件数
2016年度	-	2022年度	2,045,174
2017年度	-	2023年度	2,368,824
2018年度	-	2024年度	10,762,266
2019年度	875,433	2025年度	27,686,936
2020年度	7,406,803	2026年度	20,202,216
2021年度	2,437,880	2027年度	27,593,847



## マイナンバーカードの電子証明書の有効期間に関する対応

### これまでの対応

- 有効期間満了日の3か月前から、本人の元に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、更新手続の案内の封書が送付されている。
- 有効期間満了日まで3か月以下となった場合には、医療機関・薬局での資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手続を行うようアラートを出す機能を設けた。



### 今後の対応

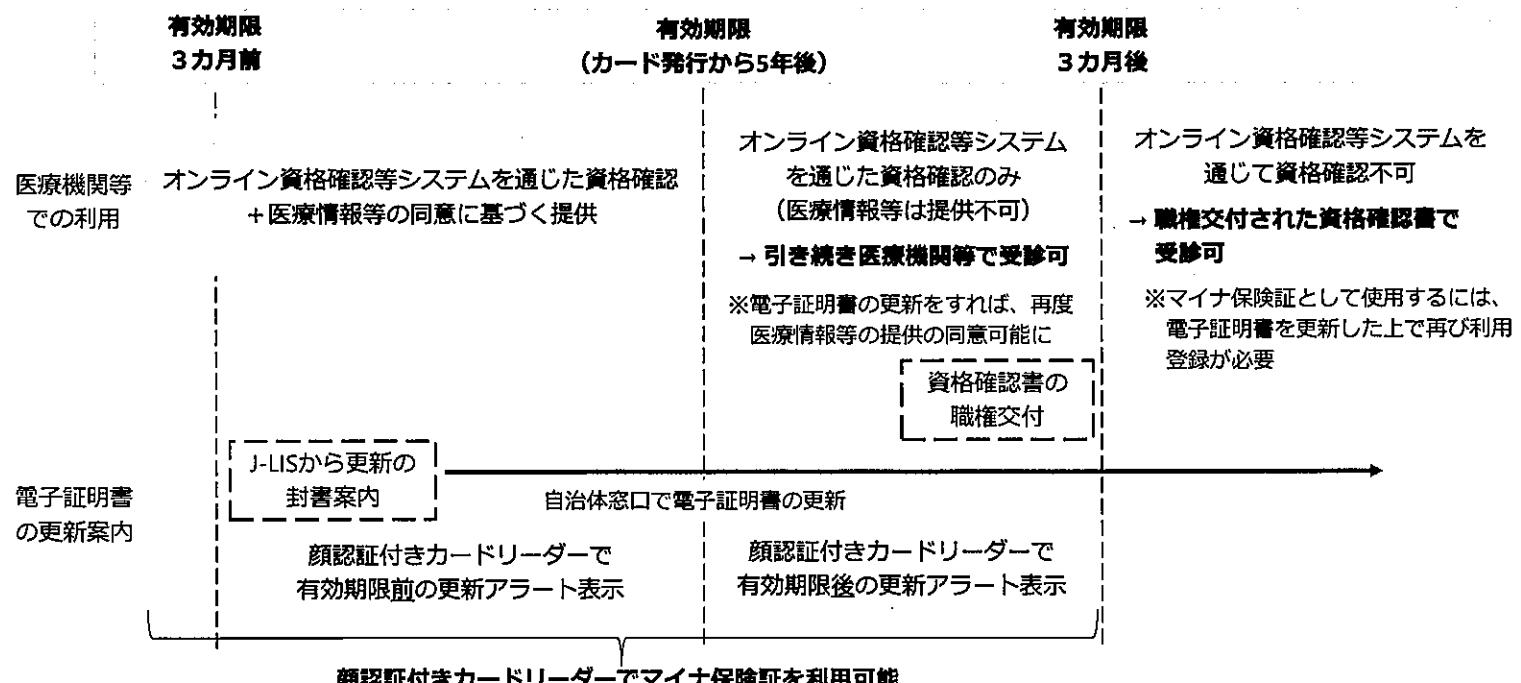
- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードを活用してオンライン資格確認を行うことができるよう、必要なシステム改修を実施。
- 12月2日以降は、電子証明書の有効期間満了日から一定期間を過ぎても、なお更新手続が行われない場合には、本人からの申請によらず、医療保険者等から資格確認書を交付。

20

## 電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3ヶ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3ヶ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。

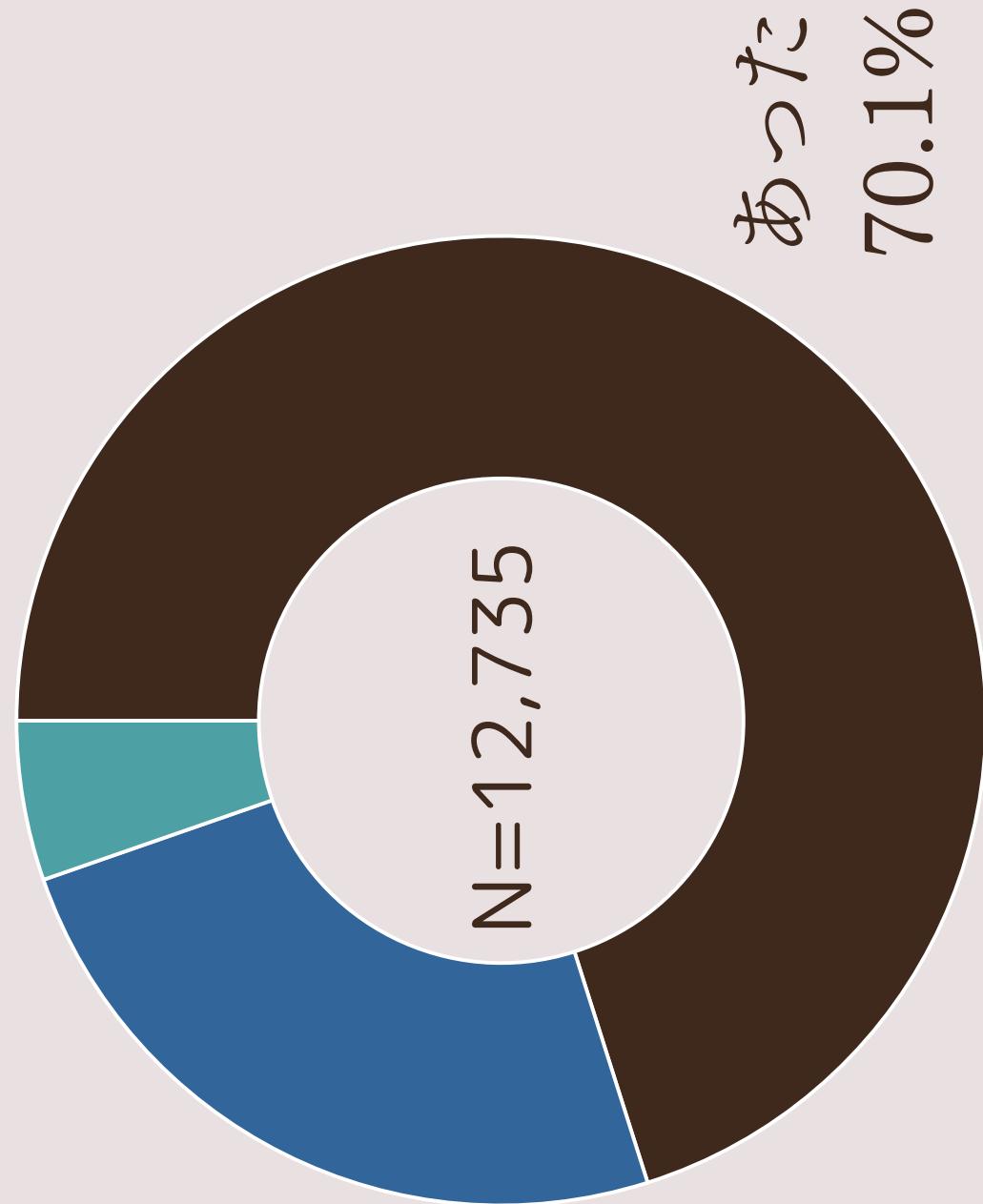


※有効期限3ヶ月後以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面（PDF）か29資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能

21

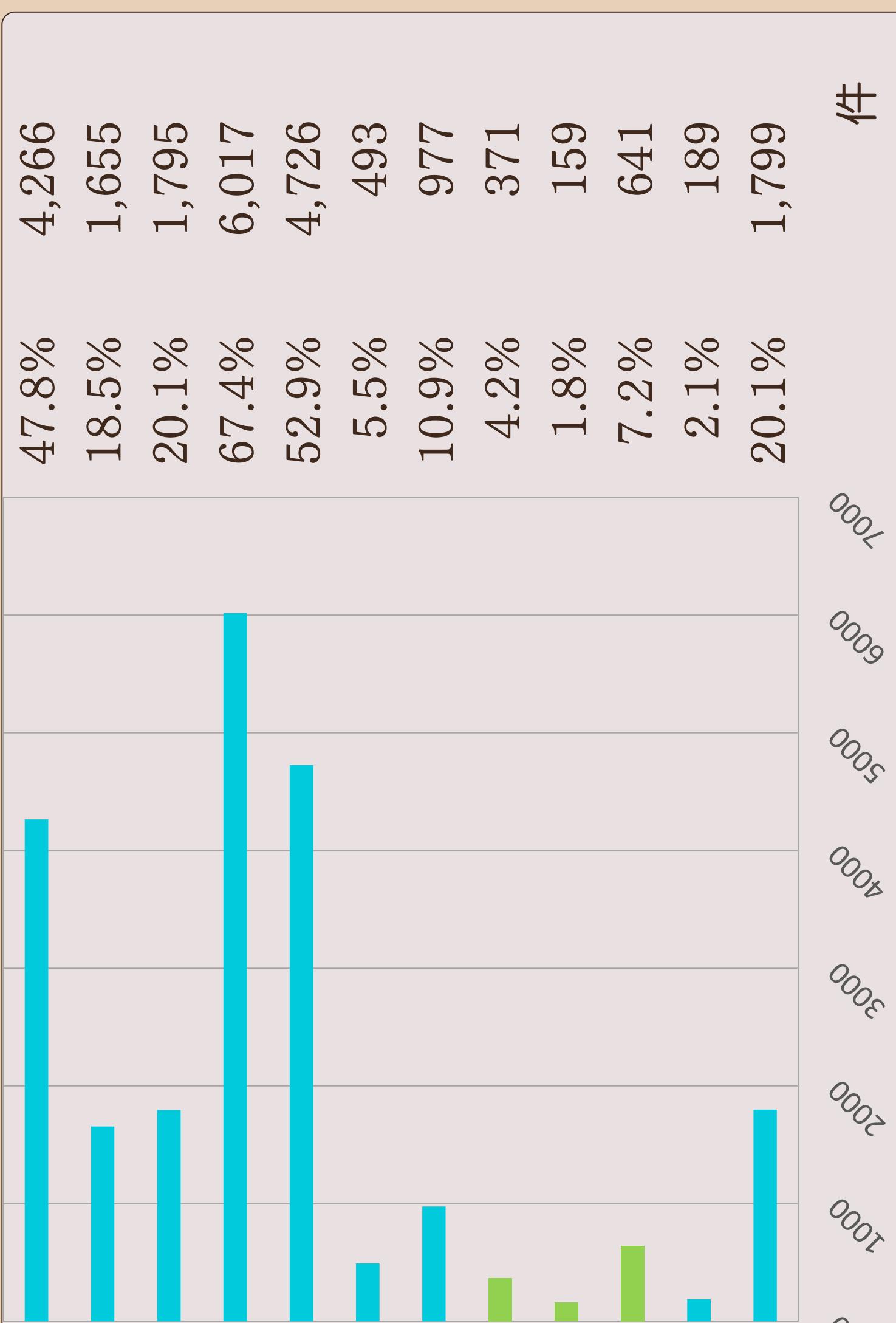
# 03今年5月以来のマイナ保険証、 オンライン資格確認証のトラブル・不具合

無回答・その他  
5.3%



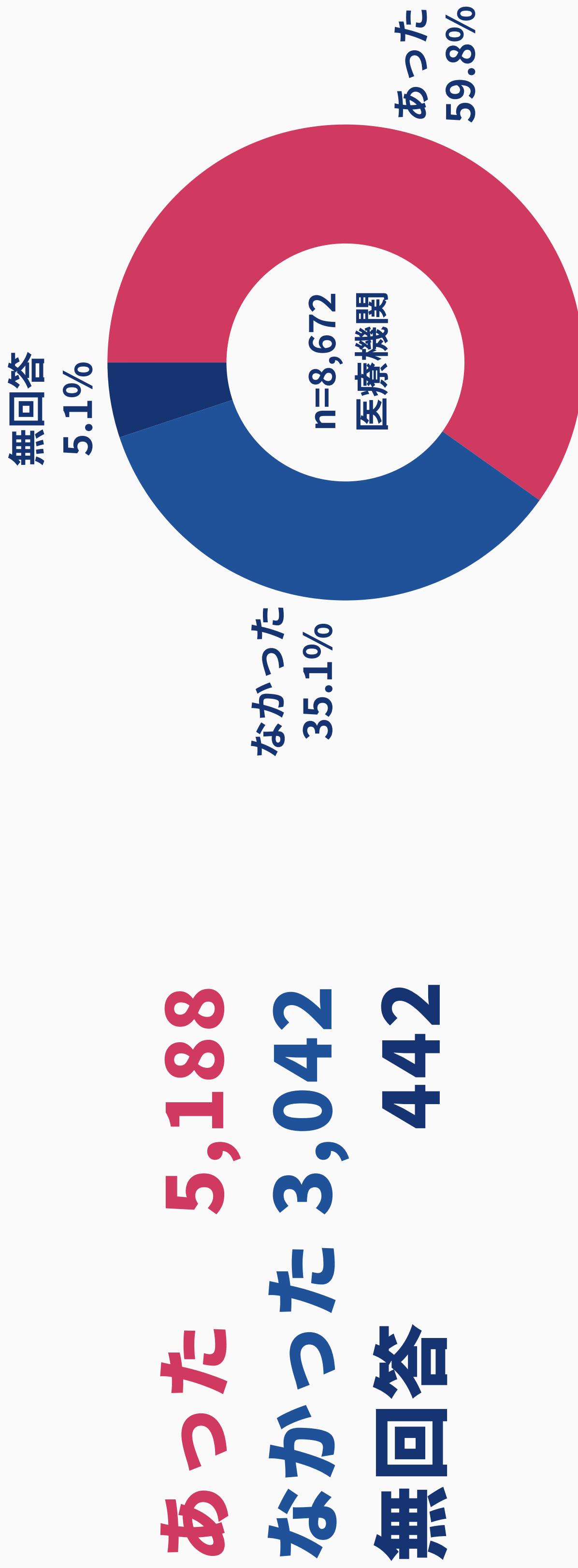
あつた  
なかつた  
無回答・その他  
8,929  
3,128  
678

## 04 トラブルの類型 「あつた」と回答した医療機関（複数回答）



03

## 2023年10月1日以降のマイナ保険証、 オンライン資格確認に関するトライアル



## トラブルの類型 「あつた」と回答した医療機関

n=5,188  
医療機関

該当の被保険者番号がない

資格情報の無効がある

名前や住所の間違い

名前や住所で●が表記される

負担割合の齟齬

国保

社保

後期高齢

限度額認定に誤り等があった

他人の情報が紐づけられていた

間違った医療情報が紐づけられていた

カードリーダーでエラーができる

